

資料提供  
 平成28年9月13日  
 課名 子育て・少子化対策課  
 担当者 寺崎・木俣  
 内線 3175  
 電話 082-513-3175

**不妊を心配されている方を更に支援  
 不妊検査費助成事業を見直し、対象を拡大します  
 ～平成28年10月1日から新制度を適用～**

平成27年7月から開始の「不妊検査費助成事業」について、平成28年10月から助成対象の範囲等を見直し、治療を開始するまでの不妊検査のみから、薬物療法や人工授精を含めた一般不妊治療にまで拡大します。これにより、助成制度の利用を促し、男性患者の積極的な受診や早期の受診を促進します。

不妊治療を行う上で一番大切なことは、できるだけ早く治療を始めることです。「もしかして不妊かも…」とお悩みの場合には、まずは夫婦そろって不妊検査の受診をお願いします。

不妊を心配されている方々に助成制度をご利用いただきたいので、貴メディアで御紹介を賜りますようよろしくお願いします。

**【見直しの内容】**

助成の対象範囲を、次のとおり、検査のみから薬物療法や人工授精を含めた一般不妊治療（体外受精、顕微授精は除く）まで拡大します。

区分	不妊検査	一般不妊治療	特定不妊治療
検査・治療	初診 検査	タイミング療法 薬物療法 人工授精 男性不妊治療	体外受精・顕微授精
見直し前（旧制度）	5万円上限助成（1/2）	自己負担	国の制度に
見直し後（新制度）	← 5万円上限助成（1/2） →		基づき助成実施

見直しを行う項目	見直し前（旧制度）	見直し後（新制度）
助成対象範囲	不妊検査（治療を開始するまで）	一般不妊治療（検査を含む） 〔 タイミング療法、薬物療法 人工授精、男性不妊治療など 〕 ※体外受精及び顕微授精は除く。
助成対象期間	検査開始から終了まで1年以内	検査・治療開始から終了まで2年以内

※その他の要件は変更なし

対象者 夫婦が共に不妊検査を開始し、検査開始時の妻の年齢が35歳未満である方

助成額 自己負担額の1/2「助成限度額5万円」

助成回数 1組の夫婦につき1回限り

**【新制度の適用対象】**

平成28年10月1日以降に夫婦ともに不妊検査を開始したものから適用。

（夫婦ともに平成28年9月30日までに不妊検査を開始している場合は、旧制度を適用）

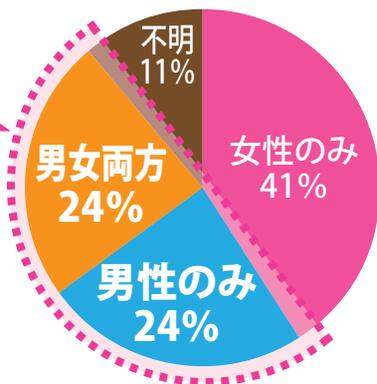
助成範囲を一般不妊治療まで拡大しました。

# 不妊検査は 夫婦 そろって受けましょう!



不妊の原因の半数は男性にもあります。

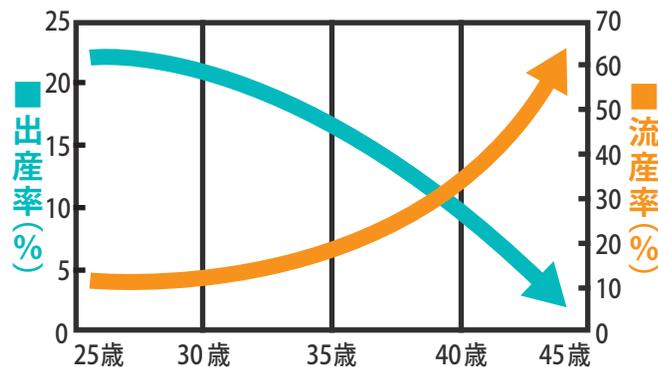
全体の  
48%



不妊症の原因は、女性側41%、男性側24%、男女両方24%、原因不明11%といわれており、適切な治療を受けるには、**夫婦が共に不妊検査を受けることが大切です。**

妊娠と年齢の関係

不妊治療における年齢別の出産率と流産率



一般的に女性の年齢が高くなるほど、妊娠しにくくなっていくことがわかっています。**心配な方は早めに検査・治療を開始することが大切です。**

平成28年10月1日から、夫婦で不妊検査を受けると一般不妊治療も助成の対象となりました。

ご夫婦での不妊検査・一般不妊治療に要した**自己負担額の1/2(上限5万円)**を広島県が助成します。

不妊検査・不妊治療に係る助成を行っている市町にお住いの方は、県の助成と合わせて市町の助成も利用することができます。詳しくは県HPもしくは各市町へお問い合わせください。

広島県 不妊検査



携帯・スマホ対応

お問い合わせ

広島県健康福祉局子育て・少子化対策課 ☎082-513-3175

〒730-8511 広島市中区基町10-52 ✉ fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp ☎ 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日・年末年始除く)

助成制度の概要、  
申込方法はウラ面へ

## 助成制度の概要 (H28.10.1 ~)

対象者	夫婦が共に不妊検査を開始した場合で、次に該当する方 ●検査開始時に法的に婚姻している夫婦で、申請日に広島県内に住所を有すること。 ●検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の方。 ※「夫婦が共に不妊検査を開始した場合」とは、夫婦のどちらかの検査開始日から概ね3か月以内にもう一方の検査を開始した場合とします。 ※夫婦が別の医療機関で検査した場合も助成対象となります。
助成対象	夫婦が受けた不妊症の診断・治療のための検査・一般不妊治療に係る費用（医療保険適用の有無は問いません） ※一般不妊治療とは体外受精や顕微授精を除く不妊治療のことをいいます。 （例）タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など
助成額	助成対象費用に掛かる自己負担額の1/2(上限5万円)※千円未満切捨て
助成回数	一組の夫婦につき1回限り
申請時期	次のいずれかに該当した日の翌日から2か月以内に申請を行ってください。 ①不妊検査・一般不妊治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えたとき ②不妊検査・一般不妊治療を終了したとき（夫婦いずれか遅い方） ③不妊検査の開始日から2年を経過したとき
制度変更による注意事項	夫婦いずれも不妊検査の開始日が平成28年9月30日以前の場合、助成対象費用は、不妊検査にかかった費用のみとなります。

申請書類など詳しくは県ホームページでご確認ください。▶▶ [広島県 不妊検査](#) [検索](#)

## 申請窓口

お住まいの市町	提出先	住所	電話番号
大竹市・廿日市市	西部保健所（保健課）	廿日市市桜尾 2-2-68	☎0829-32-1181
広島市(※)・安芸高田市・府中町・海田町 熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町	西部保健所広島支所（保健課）	広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1F	☎082-513-5526
呉市・江田島市	西部保健所呉支所（厚生保健課）	呉市西中央 1-3-25	☎0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所（保健課）	東広島市西条昭和町 13-10	☎082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所（保健課）	尾道市古浜町 26-12	☎0848-25-2011
福山市・府中市・神石高原町	東部保健所福山支所（保健課）	福山市三吉町 1-1-1	☎084-921-1311
三次市・庄原市	北部保健所（保健課）	三次市十日市東 4-6-1	☎0824-63-5181

※広島市は上記のほか、広島県庁子育て・少子化対策課（連絡先はオモテ面）でも受け付けています。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。